# 付録 用語集

本付録では、電子申請システムで利用される用語の定義を説明します。

2章

3章

4章

5章

6章

寸録

用語集

#### ア行

No.	用語	意味
1	オフライン様式	申請・届出に利用する申請様式のことです。電子申請システムから、各
		申請・届出の手続種別に応じたオフライン様式をダウンロードすることがで
		きます。

## 力行

No.	用語	意味
1	簡略コード	法人が電子申請システムにログインするためのログイン ID やパスワードを
		忘れた際、法人からの申し出によって、行政庁が一時的に当該法人に
		ログインを許可するために発行するコードのことです。
		法人は、法人コードと発行された簡略コードを利用して、一時的に電子
		申請システムにログインできるようになります。
		ログイン後は、[法人情報の編集]画面で、ログインID・パスワードを変更
		することができます。
2	拒否処分	拒否処分とは、申請の種類とは無関係に、申請の形式上の要件に適
		合しないことをもって、申請を打ち切る処分です(行政手続法第 7
		条)。
		拒否処分となった場合、[案件詳細]画面の現在の処理状況に「完了
		(拒否処分)」と表示されます。
		申請・届出が行政庁に拒否された場合は、行政庁の指示に従い、再
		度申請・届出を提出する等、適切な対応を行ってください。
3	行政庁	公益認定等の手続に係る行政主体としての意思を決定し、その意思を
		表示する権限、また法人を直接的に監督する権限を有する行政機関
		のことです。具体的には、都道府県や内閣府公益認定等委員会のこと
		をいいます。
4	クリック	パソコンに附属しているマウスの左ボタンを押すことです。本マニュアルで
		は、「左クリック」ではなく単に「クリック」と表現しています。

## サ行

No.	用語	意味
1	申請書類	申請・届出において提出する書類のことです。
		電子申請システムでは、オフライン様式(申請・届出様式)と必要な
		添付書類一式を「申請書類」と表現しています。
2	スクロール	マウスのスクロールボタン(ホイール)、またはキーボードの「↑」「↓」
		「→」「←」キーを押して、画面を上下左右に移動させることです。
3	整理番号	電子申請システム上で申請書を行政庁へ提出した際、その申請・届出
		に一意に付与される番号のことです。

#### 夕行

No.	用語	意味
1	代理人	法人に代わって申請・届出を行う人のことです。
		法律上、誰もが同じような条件で、申請書類作成の代行等を行うこと
		は認められていません。例えば、行政書士法では、「法が規定する以外
		の者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書
		類等の作成業務を行うことができない」と規定されています。
		第三者に申請書類の作成を委託する場合には、当該第三者の資格
		等について確認のうえ、委任してください。
		代理人の登録手順は、「第4章 法人・代理人情報の編集(4.2代
		理人を追加・編集する)」をご参照ください。
2	代理人 ID	代理人が電子申請システムを利用する際、ログイン時に入力する ID で
		す。法人が代理人情報を登録する際に指定します。
3	電子申請開始	電子申請システムを利用するための申込のことです。
	申込	申込手順は、「第1章 はじめに(1.4 電子申請の利用を開始す
		る)_」をご参照ください。

2章

3章

4章

5章

6章

计结

用語集

## 八行

No.	用語	意味
1	補正	申請書類の提出後、行政庁の審査により判明した「適合しない形式上
		の要件」について、行政庁が法人に訂正を要求し、法人が再提出を行
		う一連の作業のことを「補正」と表現しています。
2	法人コード	公益認定等総合情報システムで法人を一意に管理するために付与さ
		れた番号です。
		電子申請開始申込を行った後、内閣府大臣官房公益法人行政担当
		室で承認され、法人 ID が有効化されるタイミングで発番されます。
		法人コードは、電子申請システムの[ホーム]画面で確認できます。
3	法人番号	各法人が国税庁より指定された 13 桁の番号です。
	(JCN)	※JCN は、「Japan Corporate Number」の略です。

#### マ行

No.	用語	意味
1	右クリック	マウスの右ボタンを押すことです。

#### ヤ行

No.	用語	意味
1	様式チェック	電子申請システムで、アップロードした申請書類(オフライン様式)の内
		容に記入不備がないか、形式的なチェックを行うことです。
		※機械的に必要な入力有無のみのチェックです。

#### 〔登録商標/商標について〕

- Adobe、Adobe □ゴ、Acrobat、及び Reader は、Adobe Systems Incorporated の米国 またはその他の国における商標または登録商標です。
- Google 及び Google Chrome は Google Inc.の商標または登録商標です。
- Microsoft 及び Windows は、米国 Microsoft Corporation の、米国またはその他の国における商標または登録商標です。
- その他、本マニュアルに記載されている会社名及び製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

#### 〔お問合せ〕

本マニュアルの内容、また電子申請システムの操作についてご不明点がある場合は、以下のお問合せ先へご連絡ください。

行 政 庁 : 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 システム担当

電 話: 03-5403-9529、9587、9527

受付時間 : 平日 9:00~12:00、13:00~17:30

Copyright©2018 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved. 本書の内容の一部又は全部を、無断で複写、複製、転載することは禁じられています。

